

全乗連発第81号  
平成21年8月26日

国土交通省自動車交通局長  
梶野龍二様

(社)全国乗用自動車連合会  
会長 富田昌孝

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則案」等に対する意見

標記につきまして、法人タクシー業界として下記の通り要望いたしますので、よろしく願いいたします。

なお、各協会から寄せられた意見は別紙の通りであります。

#### 記

1. 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則案について
  - ・ 経営の合理化に資する措置として定められる事業用自動車の使用の停止については、確実性を担保するよう対策を講じられたい。
2. 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針案について
  - ・ 協議会を的確に運営していくためには、関係者の協力を得ることが不可欠なことから、例えば、協議会の主宰者は国（地方運輸局長）とする等、国の強力な取組みを役割として明記されたい。
  - ・ 協議会への参加を要請しても応じない事業者及び地域計画等協議会での決定事項に従わない事業者に対しては、衆参両院における附帯決議を尊重し、その経営状況を十分に確認する等厳格な措置を講じることとし、国の役割として明記されたい。
3. 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域の指定基準等案について
  - ・ 指定基準に該当しない地域において、市町村長又は都道府県知事から指定基準と同等以上の状況にあるとして指定を行うよう要請があった場合には、特別の取扱いがなされるよう措置することとされたい。